

広島製産品（建設資材）の使用実績に応じた加点評価の実施について

～ 広島製産品の使用実績に応じ、工事検査成績評定点を加点します。～

1 目的

本局発注工事で使用する建設資材については、市内に本社又は製造工場を有する事業者が製造した資材の使用に努めることとしています。より一層促進を行うため、平成22年4月1日以降に完成する工事を対象として、対象資材（広島製産品）の使用実績に応じ、工事検査成績評定点の加点をしています。

2 「広島製産品」の定義

「広島製産品」とは、次のいずれかに該当する建設資材です。

- ① 広島市内に本社を有する事業者が直営工場及び広島市内の提携工場で製造する建設資材
- ② 広島市外に本社を有する事業者が広島市内の直営工場及び広島市内の提携工場で製造する建設資材

3 対象資材について

広島製産品の使用実績に応じて加点評価対象とする資材は、次表のとおりです。

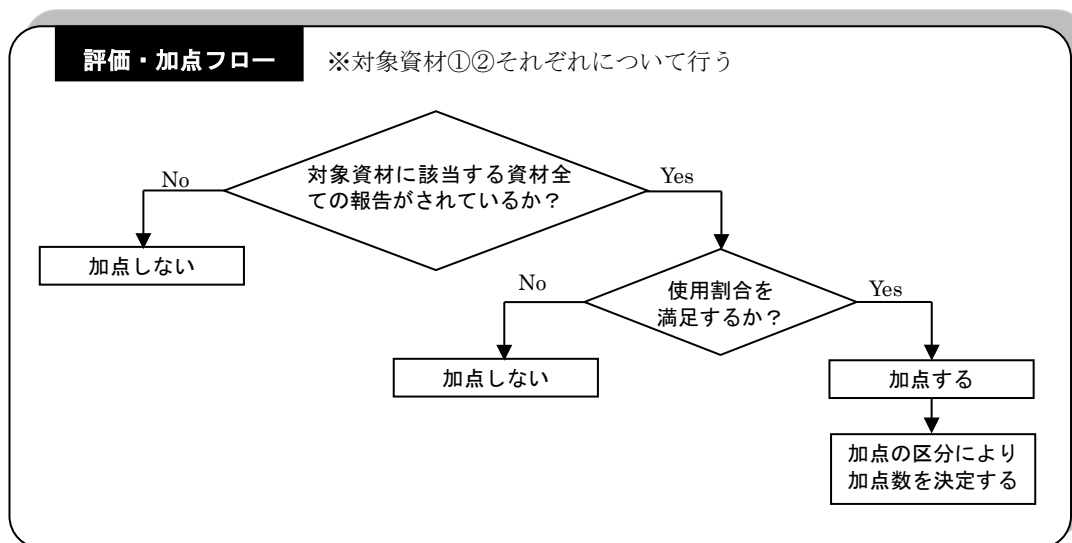
工事区分	資材区分	対象資材(1) ^{※1}	対象資材(2) ^{※1}
土木工事	コンクリート二次製品	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝類 ・境界ブロック類 ・柵、柵蓋 ・積（張）ブロック類 ・擁壁類 ・重圧管 ・ボックスカルバート ・インターロッキングブロック 	
	河川資材		<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型ブロック
	マンホール		<ul style="list-style-type: none"> ・組立式マンホール^{※2} ・铸铁製マンホール蓋（防護蓋を含む）
	法面材		<ul style="list-style-type: none"> ・のり枠フレーム（現場吹付法枠工の型枠材）
建築工事	コンクリート二次製品	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝類 ・境界ブロック類 ・車止めブロック ・柵、柵蓋 ・インターロッキングブロック 	
	組積材	<ul style="list-style-type: none"> ・建築用ブロック 	
	鋼製建具		<ul style="list-style-type: none"> ・鋼製建具
設備工事	コンクリート二次製品	<ul style="list-style-type: none"> ・外灯基礎ブロック ・柵 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドホール ・コンクリート電柱
	配電盤類	<ul style="list-style-type: none"> ・配電盤 ・分電盤 ・制御盤 	
	矩形ダクト	<ul style="list-style-type: none"> ・矩形ダクト 	

※1 対象資材(1)は調査の結果、広島製産品の使用率が5割以上と推定される資材
対象資材(2)は調査の結果、広島製産品の使用率が5割未満と推定される資材
なお、対象資材は、使用状況に応じて見直す予定です。

※2 組立式マンホールは、弁室築造で使用する斜壁及び直壁含む。

4 加点数算定の方法について

加評価を行うにあたり、対象資材①・②のいずれもその使用を促進する観点から、次に定める基準にしたがって、①・②のそれぞれで加点しますので、該当する対象資材すべての報告が必要です。



● 基準

区 分	対象資材①		対象資材②	
広島製製品の 使用割合	対象資材のうち広島製製品の使用実績が金額ベースで80%以上であること。		対象資材のうち広島製製品の使用実績が金額ベースで50%以上であること。	
加点の区分	対象資材が、請負金額比率で3%未満の場合	対象資材が、請負金額比率で3%以上の場合	対象資材が、請負金額比率で3%未満の場合	対象資材が、請負金額比率で3%以上の場合
加点	+0.5	+1.0	+0.5	+1.0

5 提出方法について

工事完成時に監督員に「工事における広島製製品の使用実績について（施工様式-45）」、「広島製製品使用結果報告書（施工様式-45-1）」及び証明資料を提出してください。

6 その他

提出様式については、広島市水道局ホームページのトップページの「事業者の方へ」→「工事・建設コンサルタント業務関連の一覧」→「関連情報」→「様式集」（広島市水道局請負工事様式集）を参照してください。

【問合せ先】

- 制度について 広島市水道局技術部技術管理課 TEL：082-511-6838
- 受注工事への適用について 各施工担当課